

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1078 号（諮問第 1750 号）

件名：愛知県知事が公務により送受信した電子メールの不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 5 年 1 月 5 日

2 原処分

令和 5 年 1 月 19 日（不開示（不存在）決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していないとき）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 5 年 1 月 27 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 6 月 27 日

5 答申

令和 5 年 10 月 24 日

6 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、令和 4 年 12 月 15 日から同月 31 日までの間において、知事が公務により送受信した電子メールであると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、知事が公務において使用している電子メールには、県の個人メールアドレスと防災用の携帯電話で使用しているメールアドレスがあり、これらのメールアドレスについて、開示請求書に記載された令

和4年12月15日から同月31日までの間の電子メールの有無について確認したところ、当該期間においては、いずれのメールアドレスについても公務による電子メールの送受信は行っておらず本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していなかったとのことである。

当審査会において実施機関に確認したところ、知事が公務でメールを送受信することはなく、また、秘書がメールの送受信を代行することもないとのことである。

そこで、当審査会において実施機関から提出された、知事のメールアドレスにおける令和4年12月15日から同月31日までの間の送受信の内容が分かる資料を確認したところ、当該資料において請求内容に合致する文書の存在は認められなかった。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(3)のとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和4年12月15日～31日において、愛知県知事が公務により送受信した電子メールの内容一切